

## 通話録音装置利用申請書

(宛先) 小諸市長

申請者	住 所			
	氏 名			
	電話番号	— —		
	利用者との続柄			
利用者	住 所	小諸市		
	氏 名			
	生年月日	年 月 日 ( 歳)		
	電話番号	— —		

通話録音装置を利用したいので「小諸市通話録音装置貸与実施要綱」を承諾のうえ、要綱第3条の規定に基づき申請します。申請にあたっては、裏面の通話録音装置利用に伴う誓約事項に同意します。

(1) 利用者と同じ居する家族【同居する者がいない場合(2)のみ記入】

氏 名	続柄	年齢	勤務等の状況

(2) 利用者の近況を確認できる者の連絡先

【(1)の記載がなく申請者と利用者が同じ場合に記入】

氏 名	利用者との関係	電話番号	住 所

## ※市処理欄

決 裁 欄	上記申請について確認の結果、貸与が〔適当・不適当〕と認められるので〔承認・不承認〕とし、通知してよろしいでしょうか。				起案	. .	
					決裁	. .	
	課長	係長	係	担当者	通知	. .	
					(割印)		
管理No.	No.	業者依頼	. .	設置	. .	返還	. .
備考							

(裏面)

## 通話録音装置利用に伴う誓約事項

- 1 装置は、私自身の責任において大切に使用します。
- 2 装置を、第三者へ譲渡や貸与をしません。
- 3 装置が故障、破損又は紛失したときは、速やかに市へ届け出ます。
- 4 通話録音装置利用申請書の内容に変更があったときは、速やかに市へ届け出ます。
- 5 緊急通報機能を使用する場合は、正常に作動することを定期的を確認し、不具合があった場合は市へ連絡します。
- 6 万一、私の故意又は重大な過失で装置を破損、紛失したときは、市が提示する実費（修理又は再購入価格相当分）を負担します。
- 7 装置を利用しなくなったとき、又は通話録音装置貸与終了通知書により通知を受けたときは、速やかに装置を市に返還します。
- 8 特殊詐欺や悪質商法の被害防止の普及啓発を図るために、市が、装置に録音されたデータの提供を求めたときは、録音データを無償で提供することに同意します。